# 「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」 調査報告書 〈〈医療関係者〉〉

平成24年3月13日



独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部

# 目 次

調査概要	P3
対象者のプロフィール	P4
Summary	P6
詳細内容	
1 健康被害救済制度 認知率	P11
2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知	P19
3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について	P25
4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路	P26
5 医薬品副作用被害救済制度 クチコミ経路	P27
6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所	P28
7 医薬品副作用被害救済制度との関わりについて	P29
8 広告の認知率	P30
9 広告の接触媒体	P31
10 広告の評価	P32
11 医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか	P34
12 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由	P35
13 医薬品副作用被害救済制度 情報入手経路	P37
14 普段読んでいる医療関係専門誌 <自由記述>	P38
15 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法 <自由記述>	P39
16 医療安全管理者 担当経験の有無	P40
付録:調査票	P43

# 調査概要

・調査目的 医薬品副作用被害救済制度の浸透度を把握し、今後の基礎資料とする

・調査対象 マクロミルモニタのうち、次の職業に就いている者 : 医師・薬剤師・歯科医師・看護師

·調査地域 全国

・調査方法 インターネット調査

·調査時期 平成23年度調査:平成23年11月22日(火)~11月29日(火)

平成22年度調査:平成22年11月18日(木)~11月23日(火)

・有効回答数 平成23年度調査:3,412サンプル

平成22年度調査:3,377サンプル

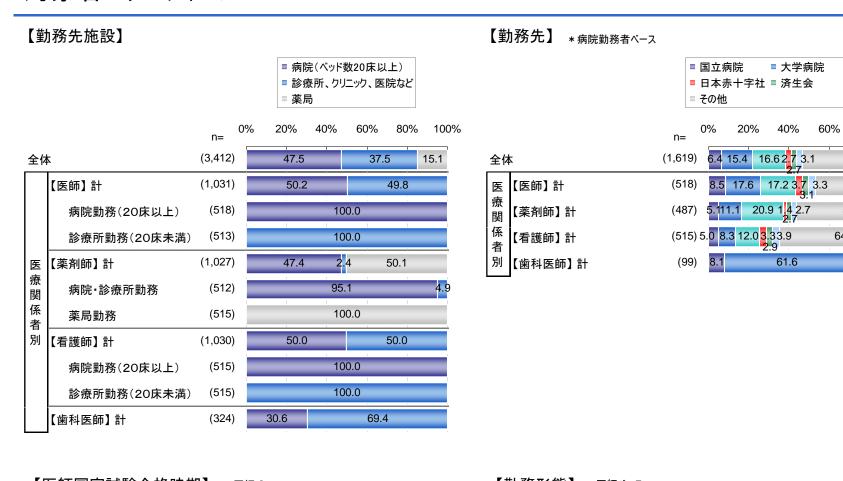
平成23年度 平成22年度

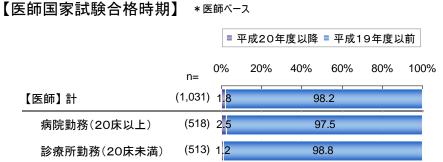
【医師】病院勤務(20床以上)	518	515
【医師】診療所勤務(20床未満)	513	506
【薬剤師】病院·診療所勤務	512	509
【薬剤師】薬局勤務	515	519
【看護師】病院勤務(20床以上)	515	508
【看護師】診療所勤務(20床未満)	515	502
【歯科医師】病院・診療所勤務 計	324	318
全体	3,412	3,377
	(1)	(1)

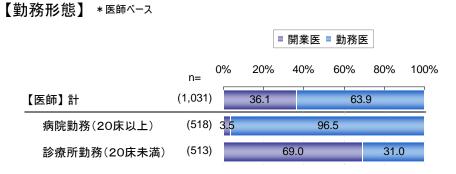
(人) (人)

・調査実施機関株式会社マクロミル

## 対象者のプロフィール







■自治体病院

100%

■ 厚生連

80%

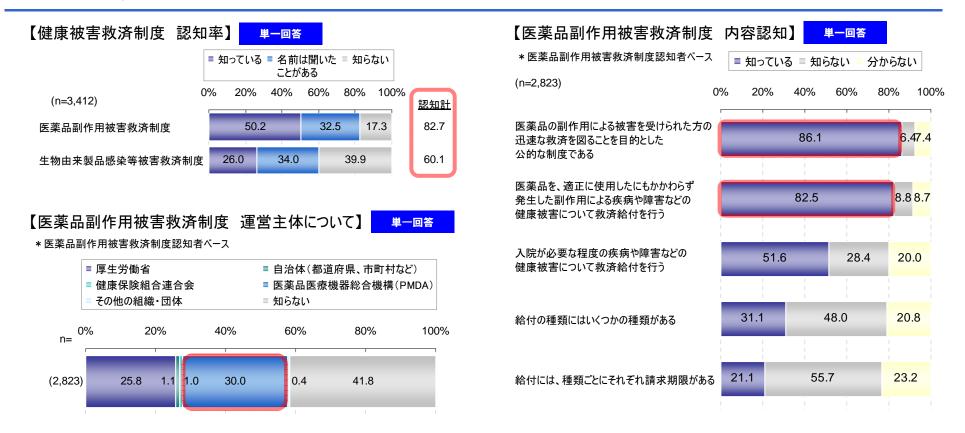
53.1

56.1

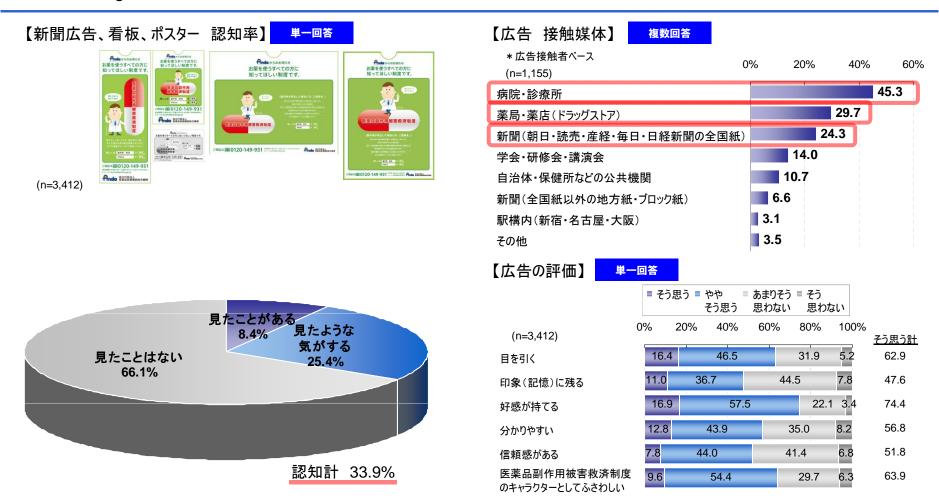
64.5

46.7

16.2 1.0



- ✓医薬品副作用被害救済制度の認知率(知っている+名前は聞いたことがある)は83%。明確に「知っている」との回答は、50%。
- ✓生物由来製品感染等被害救済制度の認知率は60%。
- ✓運営主体については、医薬品副作用被害救済制度認知者の30%が「医薬品医療機器総合機構」と回答。次いで「厚生労働省」が26%。
- ✓医薬品副作用被害救済制度の内容の認知率を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした 公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」 の2項目が8割超と圧倒的に高い。

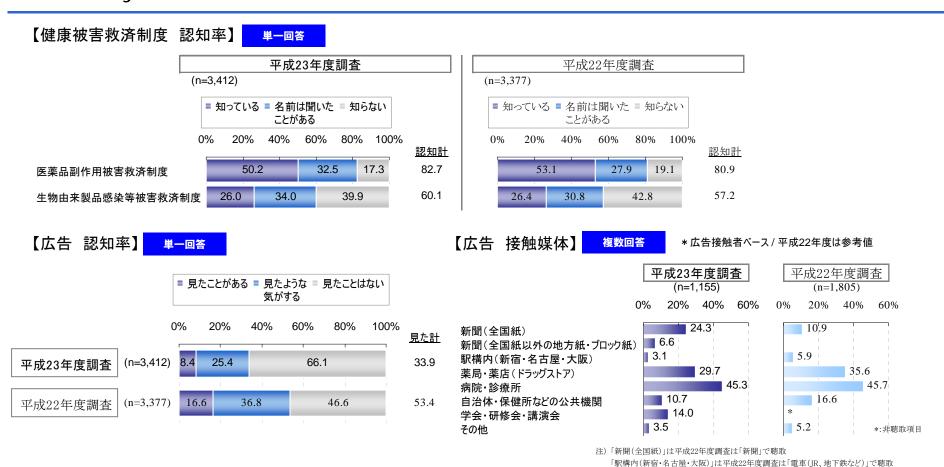


- ✓新聞広告、看板、ポスターの認知率(見たことがある+見たような気がする)は34%。
- ✓広告認知者の主な接触媒体は、「病院・診療所」45%、「薬局・薬店」30%、「新聞(全国紙)」24%。
- ✓最も評価された(そう思う+ややそう思う)項目は『好感が持てる』74%。 以下、『医薬品副作用被害救済制度のキャラクターとしてふさわしい』64%、『目を引く』63%の順。



- ✓医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたいかについて、74%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は2%。昨年度との差はあまり見られない。
- ✓医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」55%、「診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒だから」33%、「不支給の場合、責任を問われるから」25%。 昨年度との大きな傾向差はあまり見られない。

# Summary 《参考 両年度比較》



√認知率(知っている+名前は聞いたことがある)は、「医薬品副作用被害救済制度」、「生物由来製品感染等被害救済制度」ともに伸張 している。

「病院・診療所」は平成22年度調査は「勤務先」で聴取

「薬局・薬店(ドラッグストア)」は平成22年度調査は「勤務先以外の医療機関」で聴取

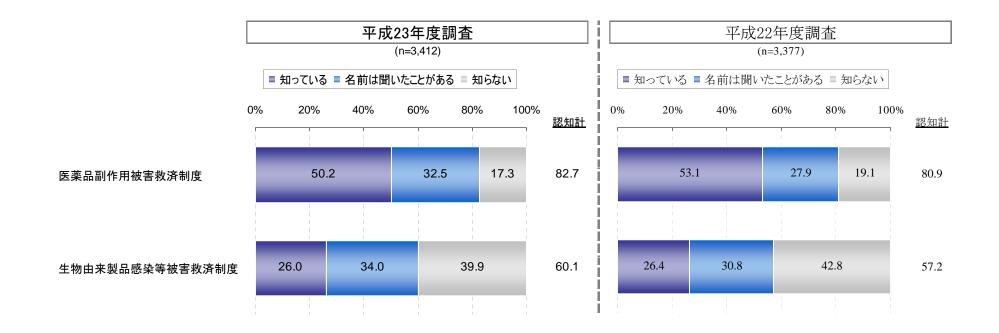
- ✓広告の認知率(見たことがある+見たような気がする)は昨年度を20ポイント下回る。
- ✓広告接触媒体については、「病院・診療所」、「薬局・薬店」など、勤務先がメインとなる傾向。

# 詳細内容



以降のページで、色づけされているスコアは 共通して左記のハッチングを行っている

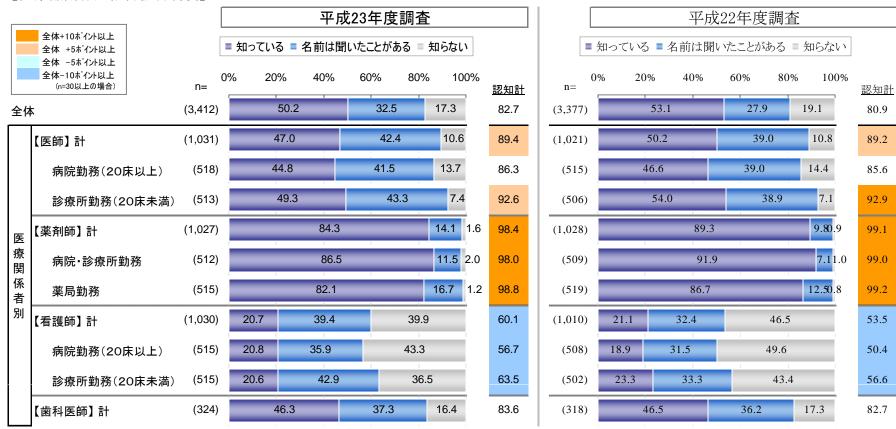
平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。



- 『医薬品副作用被害救済制度』の認知率(知っている+名前は聞いたことがある)は83%。「知っている」が半数を占めた。
- •『生物由来製品感染等被害救済制度』の認知率は60%。

平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

### 【医薬品副作用被害救済制度】



### 【医薬品副作用被害救済制度:医療関係者別】

- 『薬剤師』は、「知っている」が8割半ば、認知率では、ほぼ全数に達する。
- 『医師』は9割弱、『歯科医師』は8割強と認知率は高いが、「知っている」との回答は半数程度にとどまる。
- •昨年度との差はあまり見られない。

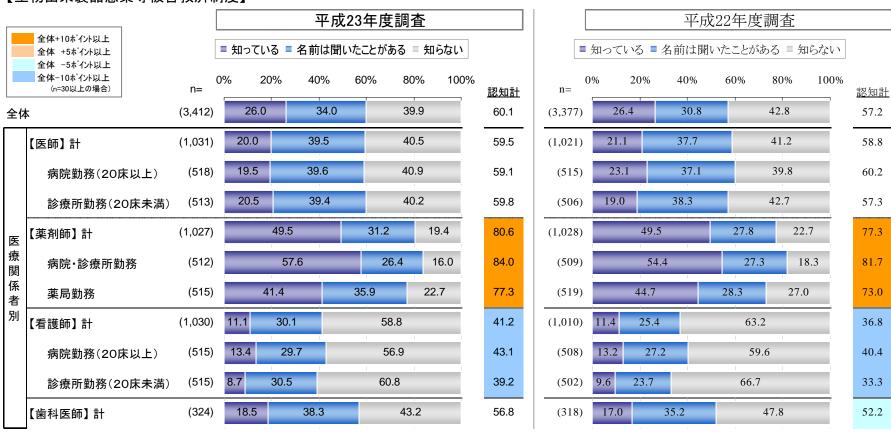
## 1 健康被害救済制度一生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

平成23年度 Q1あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

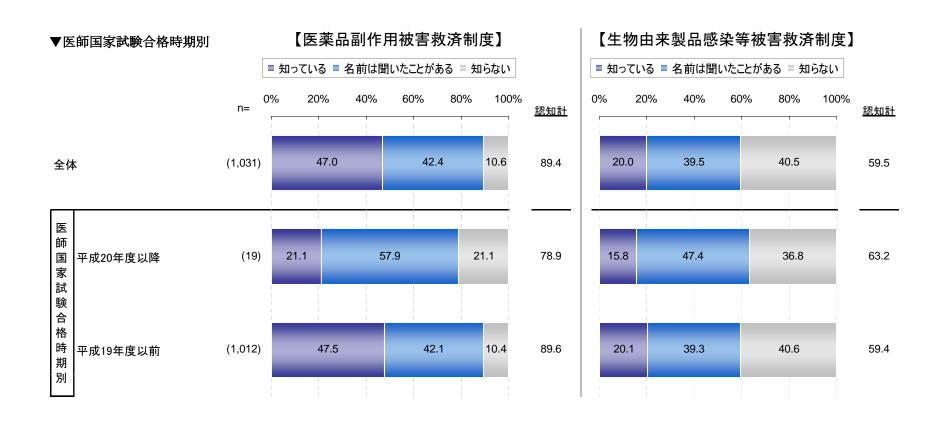
平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

#### 【生物由来製品感染等被害救済制度】

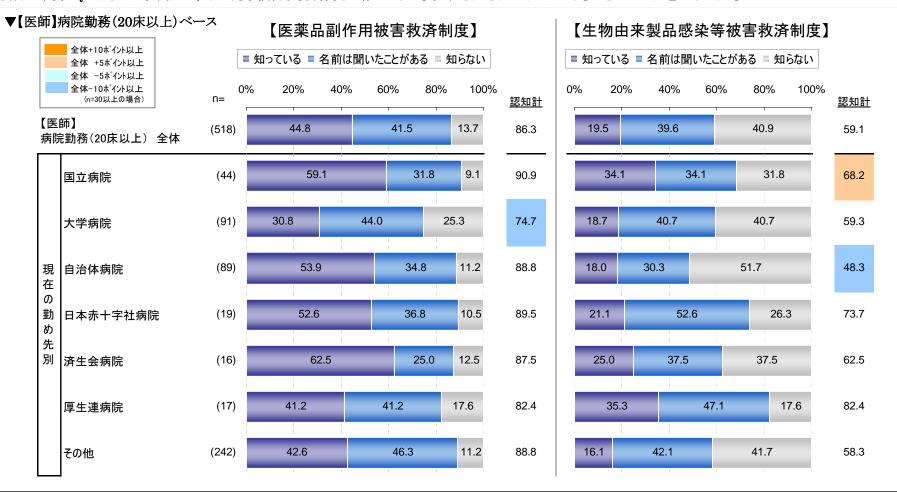


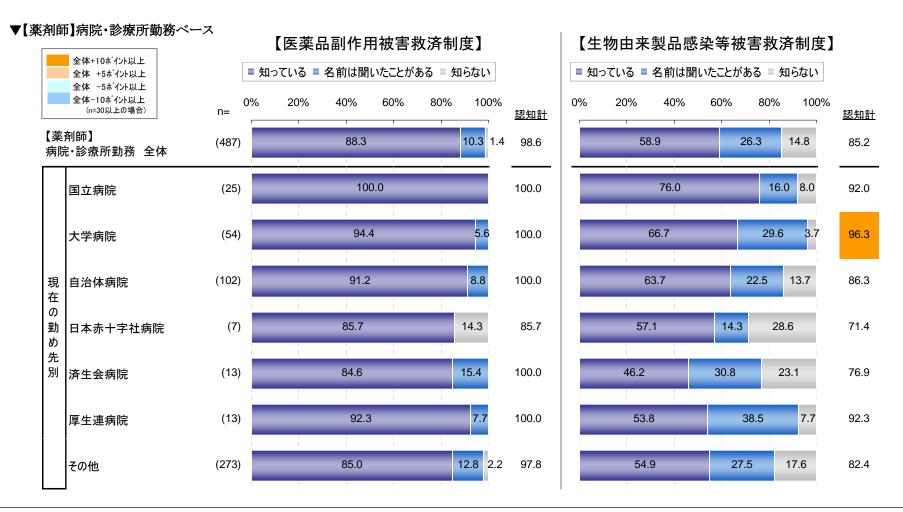
### 【生物由来製品感染等被害救済制度:医療関係者別】

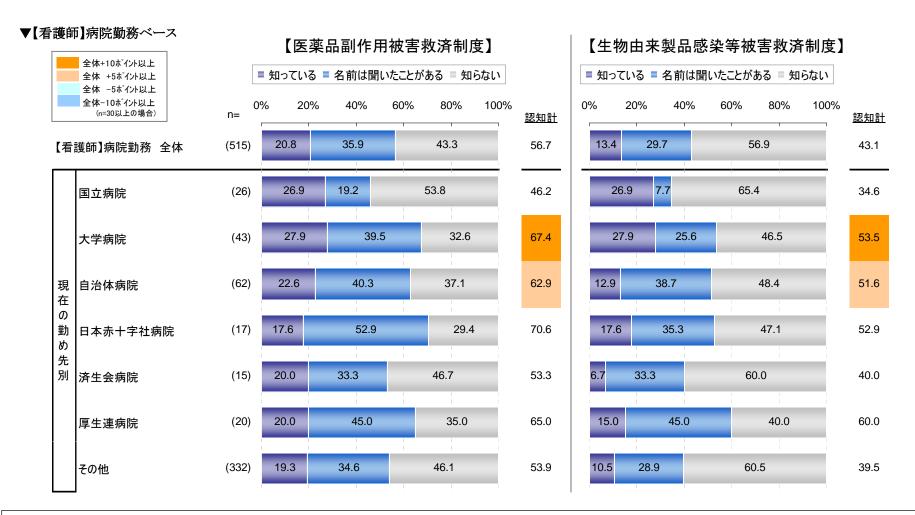
- 『薬剤師』は、「知っている」が約半数、認知率は8割。
- 『医師』、『歯科医師』の認知率は約6割。「知っている」との回答は2割程度にとどまる。
- •昨年度との差はあまり見られない。

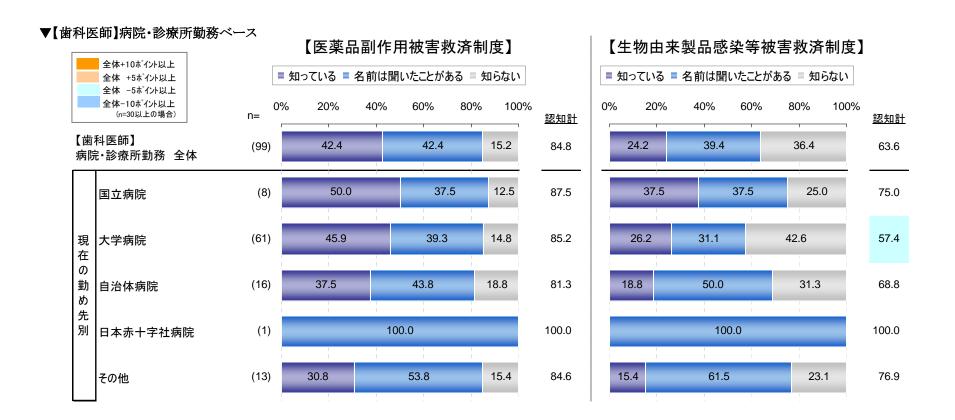


平成22年度 Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

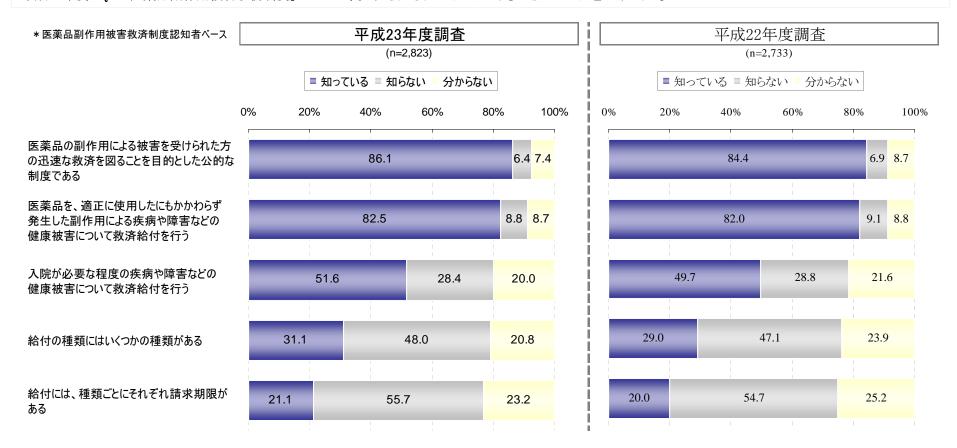








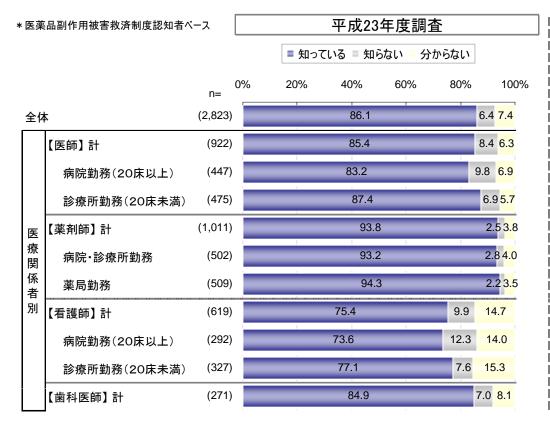
平成22年度 Q2 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

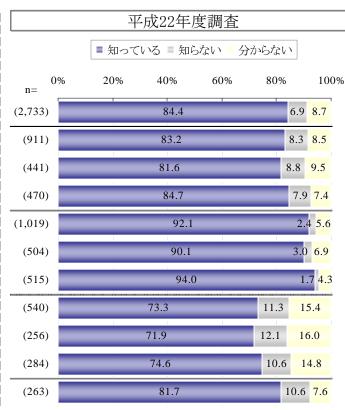


- 医薬品副作用被害救済制度の主な認知内容は、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目でいずれも認知率(知っている)が8割を超えている。
- •各項目の認知率(知っている)は昨年度との差はあまりみられない。

平成22年度 Q2 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

### 【医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である】



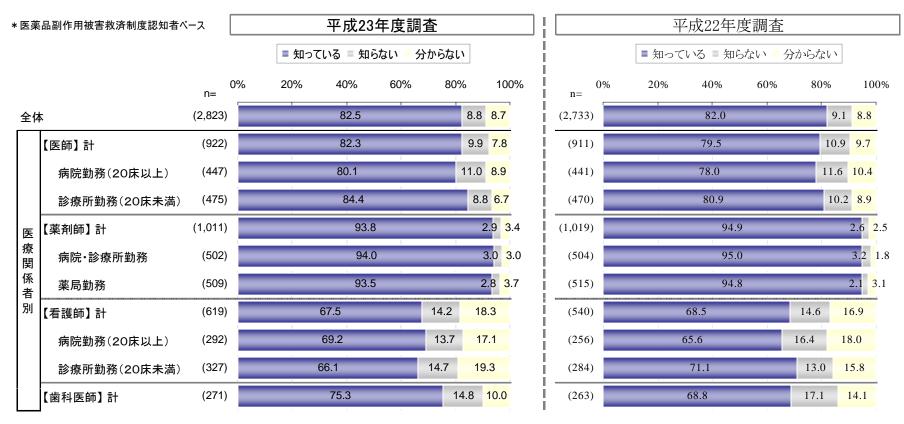


### 【医療関係者別】

• 『薬剤師』は、9割以上が認知している。 『医師』、『歯科医師』も8割半ばと高い。

平成22年度 Q2 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

### 【医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】

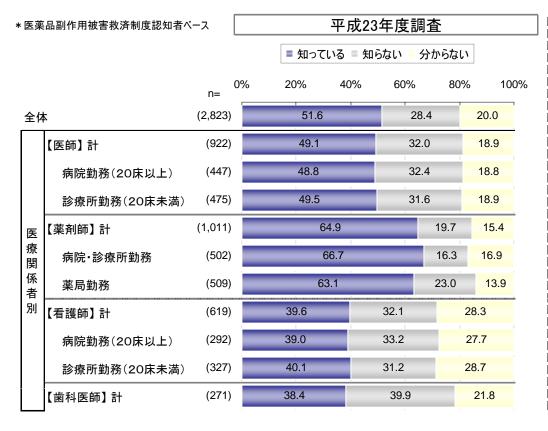


### 【医療関係者別】

•『薬剤師』の認知率(知っている)が94%と高い。『医師』、『歯科医師』の認知率(知っている)は8割前後。

平成22年度 Q2 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

### 【入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】



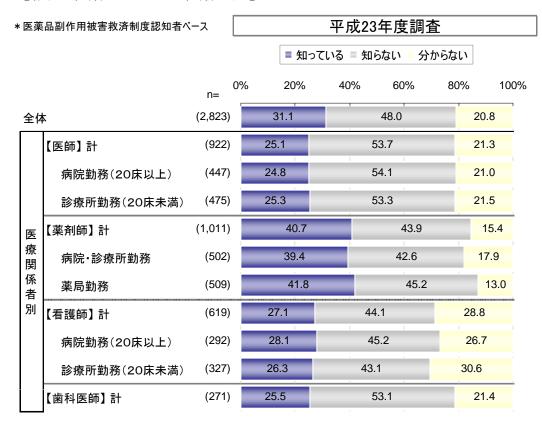


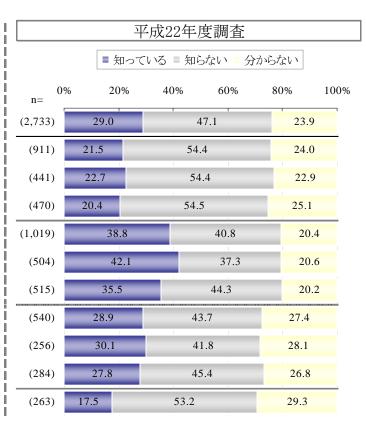
### 【医療関係者別】

- 『薬剤師』の認知率(知っている)が6割半ばと突出している。
- 『薬剤師』の認知率(知っている)は昨年度をやや下回っている。

平成22年度 Q2 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

### 【給付の種類にはいくつかの種類がある】



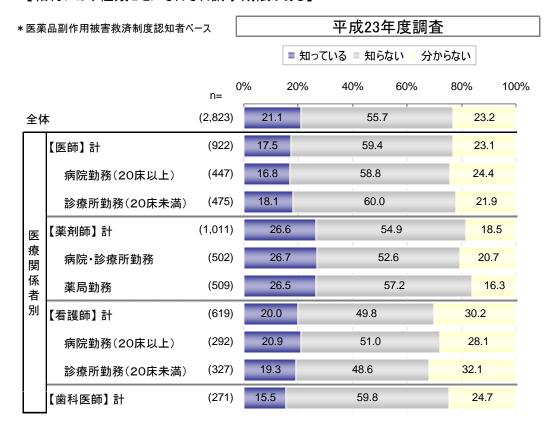


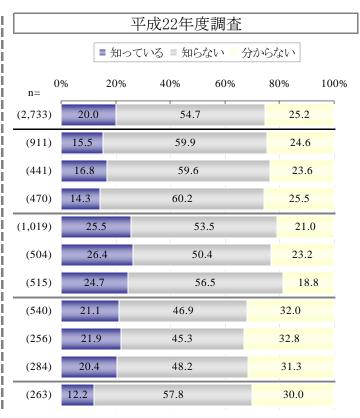
### 【医療関係者別】

・『薬剤師』の認知率(知っている)が4割と高め。

平成22年度 Q2 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

### 【給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある】





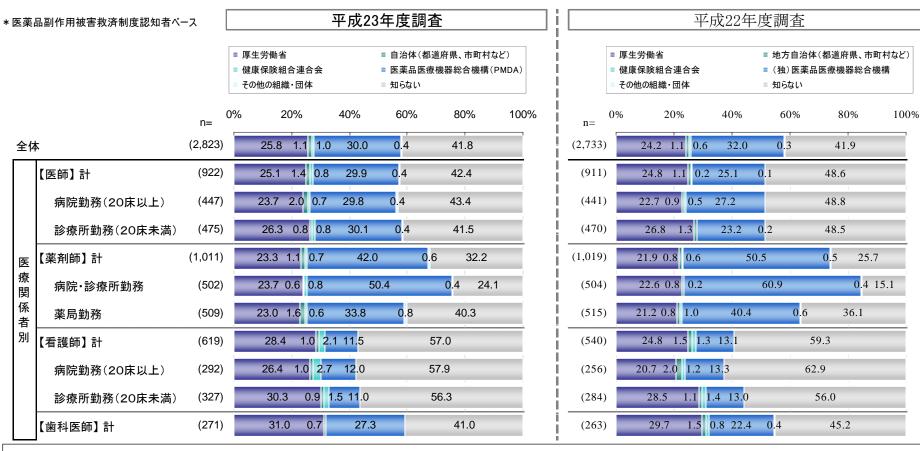
### 【医療関係者別】

• 『薬剤師』の認知率(知っている)が27%と高め。

## 3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について

平成23年度 Q3 あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。

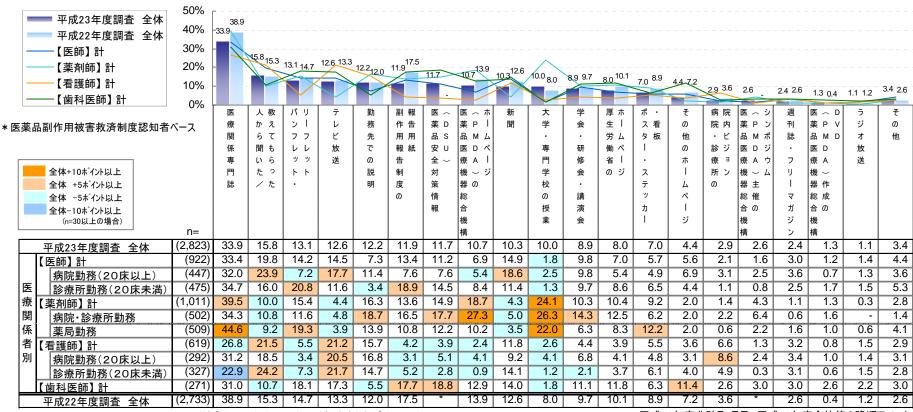
平成22年度 Q3 あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。



- ・医薬品副作用被害救済制度認知者に運営主体について尋ねたところ、30%が「医薬品医療機器総合機構」と回答。 次いで、「厚生労働省」が26%。「知らない」は4割強。
- ・昨年度の構成比との差はあまり見られない。 【医療関係者別】
- •『薬剤師』で「医薬品医療機器総合機構」が4割強と高く、特に、『薬剤師(病院・診療所勤務)』では5割と高め。
- 『薬剤師』は「知らない」が昨年度よりも高めとなっている。

平成23年度 Q4 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして(何から)知りましたか。または、どのようにして(何から)名前を聞きましたか。

平成22年度 Q4 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして知りましたか。または、どのようにして名前を聞きましたか。



注)「パンフレット・リーフレット」は平成22年度調査は「パンフレット」、

「ポスター・ステッカー・看板」は平成22年度調査は「ポスター・ステッカー」で聴取

- \*: 平成22年度非聴取項目 平成23年度全体値の降順でソート
- 認知経路は、「医療関連専門誌」が3割強で突出している。 以下、「人から聞いた/教えてもらった」16%、「パンフレット・リーフレット」13%、「テレビ番組」13%が続く。
- •「副作用報告制度の報告用紙」12%は、昨年度のスコアから6ポイント下げている。

#### 【医療関係者別】

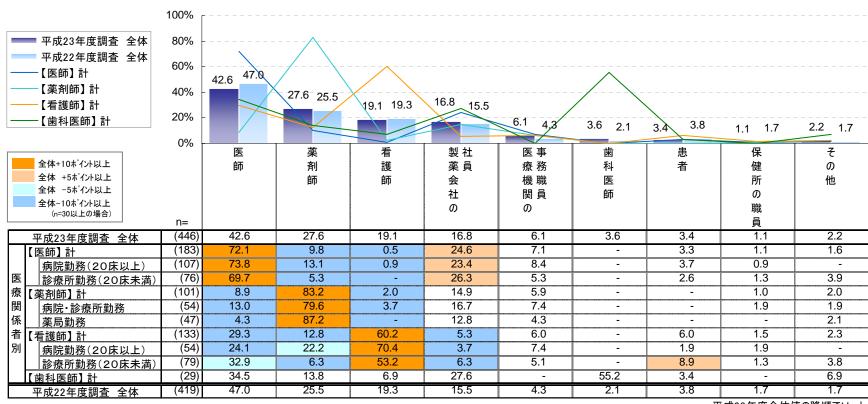
• 『薬剤師』では、「医療関連専門誌」以下、「大学・専門学校の授業」、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」が際立って高い。 『看護師』では「パンフレット・リーフレット」は下位となる一方、「テレビ放送」が高い。

### 5 医薬品副作用被害救済制度 クチコミ経路

平成23年度 Q5 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

平成22年度 Q5 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

\*「人から聞いた/教えてもらった」回答者ベース



平成23年度全体値の降順でソート

### 【医療関係者別】

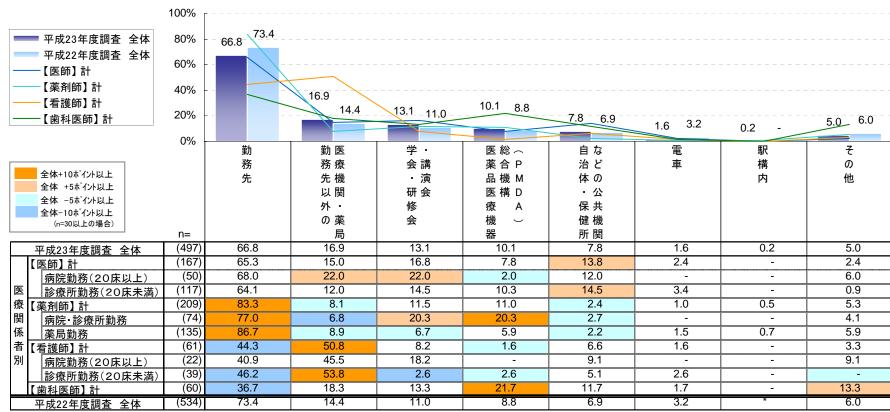
●「人から聞いた/教えてもらった」人全体の回答では、4割強が「医師」と回答しているが、医療関係者別に見ると、同職種の項目が圧倒的に高く なっている。同職種以外では、『医師』で「製薬企業の社員」、『看護師』で「医師」が特徴的に高め。

### 6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所

平成23年度 Q6 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のパンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板をどこで見たり、入手したりしましたか。

平成22年度 Q6あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のパンフレット、ポスター・ステッカーをどこで見たり、入手したりしましたか。

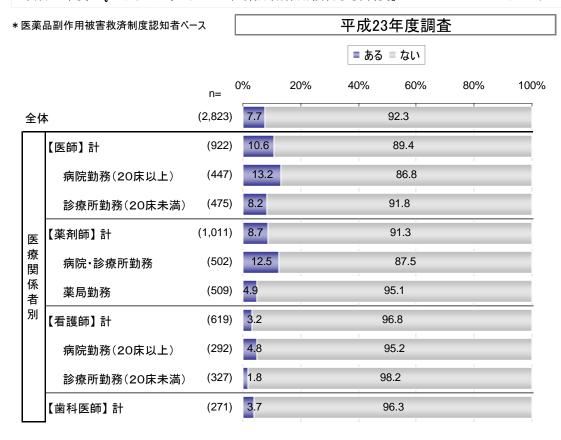
\*パンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板による認知者ベース

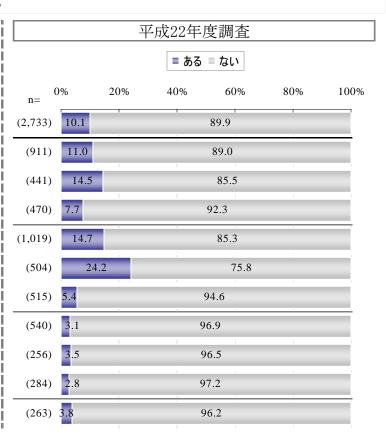


- \*: 平成22年度非聴取項目 平成23年度全体値の降順でソート
- ・認知経路「パンフレット・リーフレット」、「ポスター・ステッカー」と回答した人に具体的な接触場所を尋ねたところ、「勤務先」が7割弱で突出している。 【医療関係者別】
- ・『薬剤師』は8割以上が「勤務先」と回答。『看護師』は、「勤務先以外の医療機関・薬局」が5割と「勤務先」よりも高くなっている。 『歯科医師』『薬剤師(病院・診療所勤務)』は医薬品医療機器総合機構」が2割強と高い。

平成23年度 Q7 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」にかかわったことがありますか。

平成22年度 Q7 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」にかかわったことがありますか。

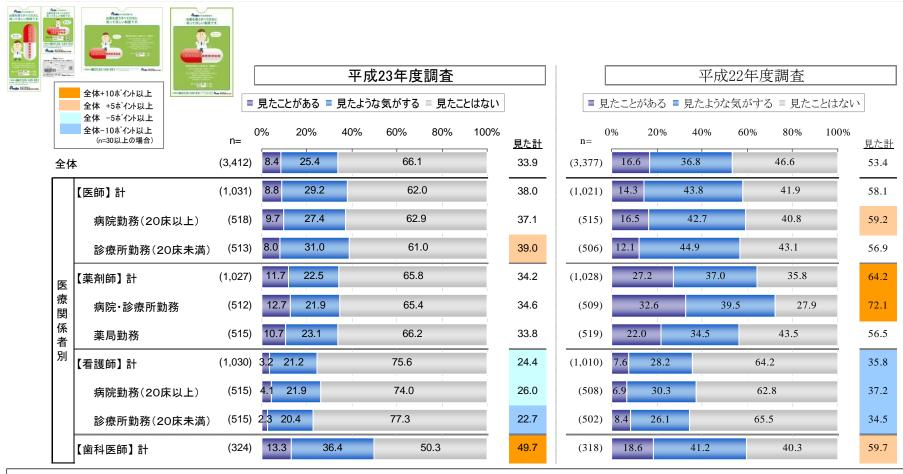




- ・医薬品副作用被害救済制度に関わったことが「ある」との回答は1割弱。昨年度をやや下回る。 【医療関係者別】
- 『医師』、『薬剤師』は、いずれも「関わったことがある」が1割前後となっている。

平成23年度 Q8 画像(新聞広告、看板、ポスター)をご覧になってからお答えください。あなたは、この広告をひとつでも見たことがありますか。

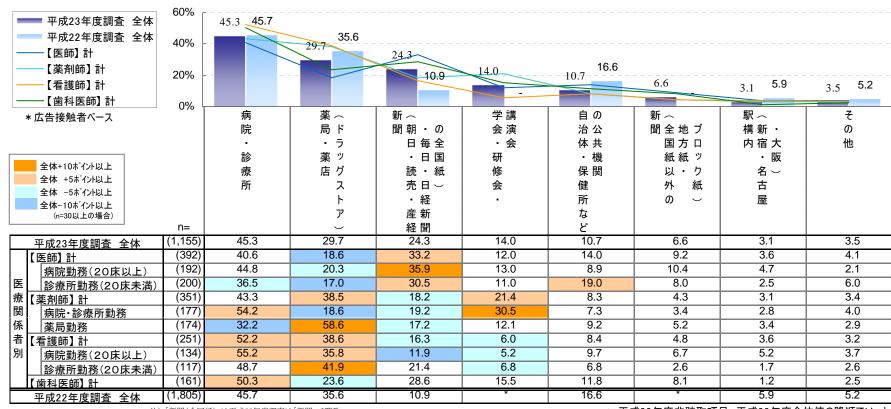
平成22年度 Q8 画像(新聞・交通広告、ポスター)をご覧になってからお答えください。あなたは、この広告をひとつでも見たことがありますか。



- ・広告の認知率(見たことがある+見たような気がする)は、34%。昨年度と比べ、20ポイント低下している。 【医療関係者別】
- •『歯科医師』で認知率が最も高く、50%。『医師』の認知率は4割弱となっている 昨年度は、『薬剤師』の認知度の高さが目立っていたが、今年度は34%にとどまっている。

平成23年度 Q9 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものを全てお選びください。

平成22年度 Q9 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものを全てお選びください。



注)「新聞(全国紙)」は平成22年度調査は「新聞」で聴取

「駅構内(新宿・名古屋・大阪)」は平成22年度調査は「電車(JR、地下鉄など)」で聴取

「病院・診療所」は平成22年度調査は「勤務先」で聴取「薬局・薬店(ドラッグストア)」は平成22年度調査は「勤務先以外の医療機関」で聴取

- •広告に接触した主な場所は、「病院・診療所」45%、「薬局・薬店」30%、「新聞(全国紙)」24%など。
- •[参考]昨年度(平成22年度)調査のスコアは参考値

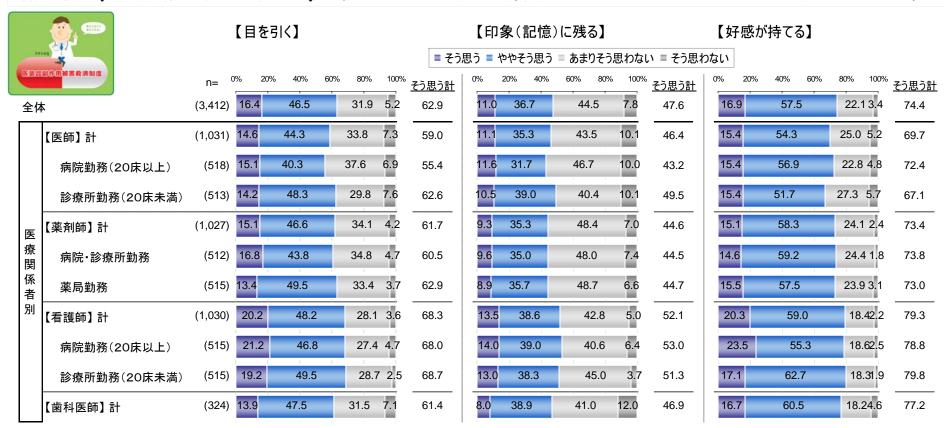
### 【医療関係者別】

•『医師』は、「病院・診療所」、「新聞(全国紙)」、『薬剤師』では「薬局・薬店」、「学会・研修会・講演会」が特徴的に高い。

<sup>\*:</sup> 平成22年度非聴取項目 平成23年度全体値の降順でソート



平成23年度 Q10 上記画像のキャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつずつお選びください。



・最も評価された(そう思う+ややそう思う)項目は『好感が持てる』74%。次いで、『医薬品副作用被害救済制度のキャラクターとしてふさわしい』 64%、『目を引く』63%が続く。

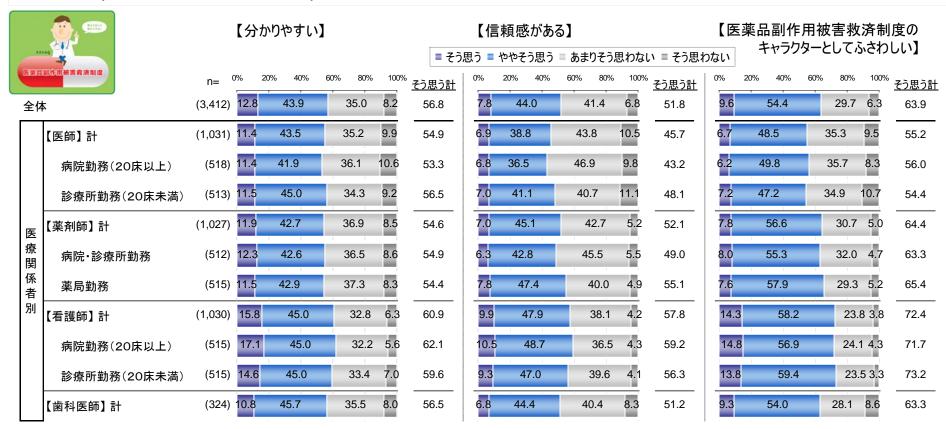
### 【医療関係者別】

• 『目を引く』、『印象に残る』、『好感が持てる』いずれも『看護師』の評価が高め。

10 広告の評価



平成23年度 Q10 上記画像のキャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつずつお選びください。

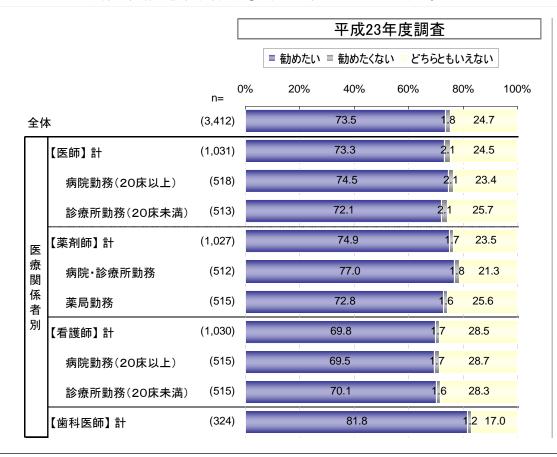


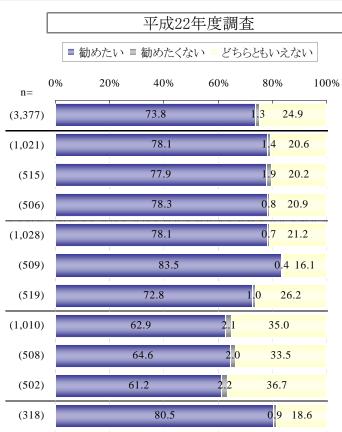
### 【医療関係者別】

• 『分かりやすい』、『信頼感がある』、『医薬品副作用被害救済制度のキャラクターとしてふさわしい』いずれも看護師の評価が高め。

平成23年度 Q11 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害に遭われた患者さんに対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。

平成22年度 Q10 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害に遭われた患者さんに対し 「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。





- 医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたいかについては、74%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は2%。
- •昨年度との差はあまり見られない。

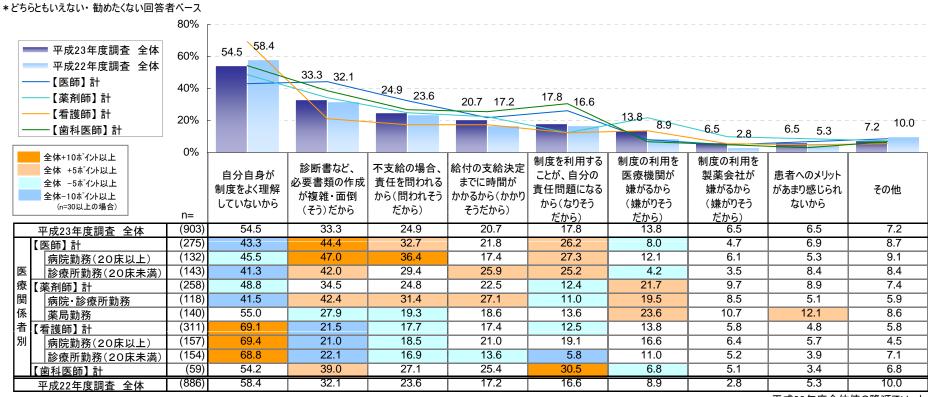
### 【医療関係者別】

• 『看護師』は、「勧めたい」との回答が昨年度をやや上回っている。

## 12 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由

平成23年度 Q12 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」の利用を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。

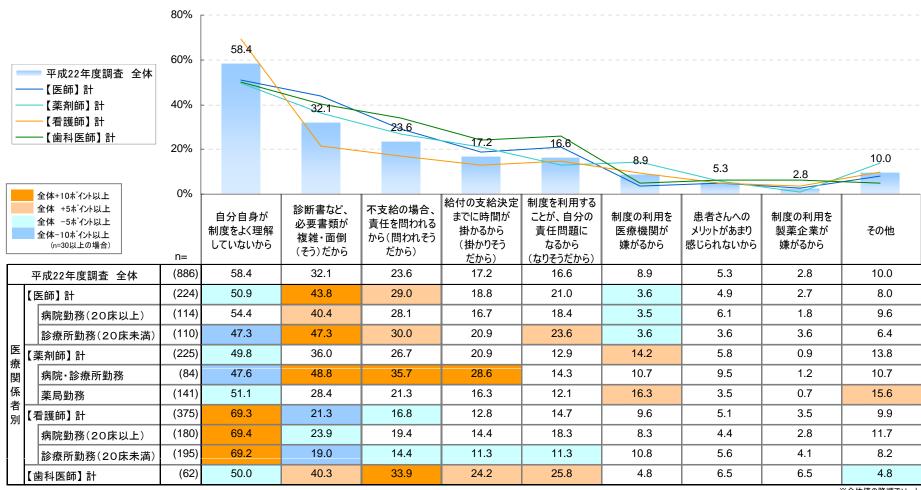
平成22年度 Q11 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」の利用を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。



- 平成23年度全体値の降順でソート
- ・医薬品副作用被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」55%、「診断書など、必要書類が複雑・面倒だから」33%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」25%。
- ・上位項目に昨年度との傾向差はあまり見られないものの、「自分自身が制度をよく理解していないから」については、全体では約4%減少した。 【医療関係者別】
- •『医師』、『歯科医師』は「診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒だから」、「制度を利用することが、自分の責任問題になるから」が他の医療従事者と比べ高い。『薬剤師』は「制度の利用を医療機関が嫌がるから」が特徴的に高い。 『看護師』は、「自分自身が制度をよく理解していないから」が約7割と突出している。

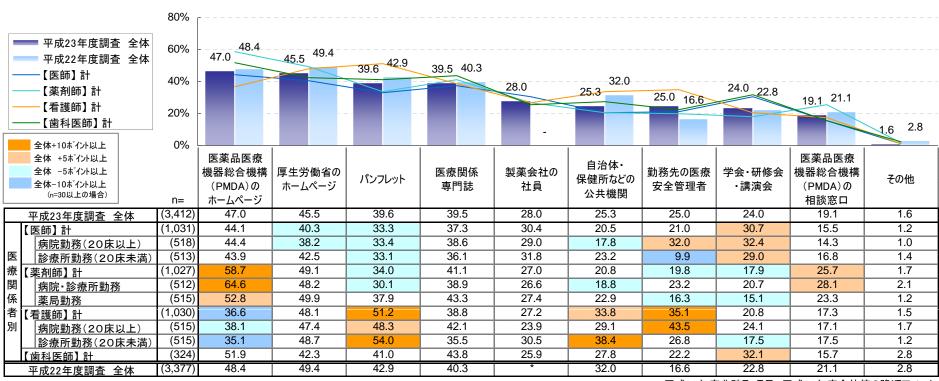
平成22年度 Q11あなたが「医薬品副作用被害救済制度」の利用を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。

#### \*どちらともいえない・勧めたくない回答者ベース



### 13 医薬品副作用被害救済制度 情報入手経路

平成23年度 Q13 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。 平成22年度 Q12 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。



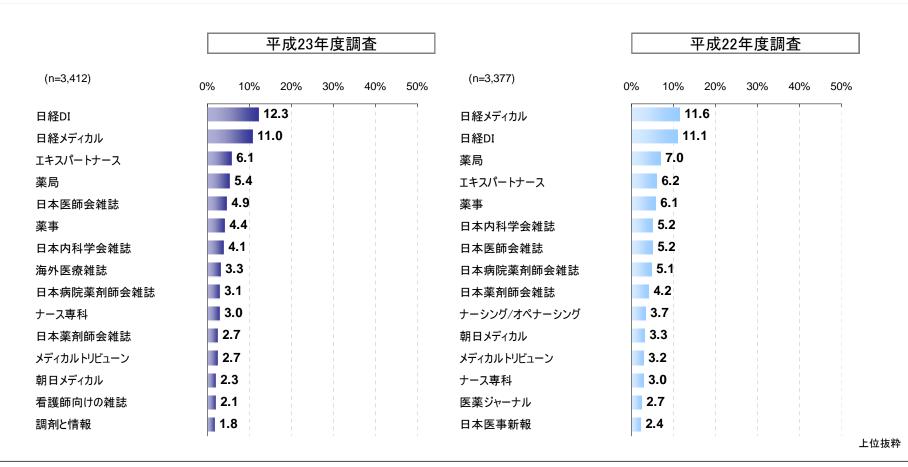
\*: 平成22年度非聴取項目 平成23年度全体値の降順でソート

・望ましい情報入手経路は、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」47%がトップ、僅差で「厚生労働省のホームページ」46%が続く。 以下、「パンフレット」40%、「医療関係専門誌」40%の順となっている。

### 【医療関係者別】

・『医師』、『歯科医師』は「学会・研修会・講演会」が高め。 『薬剤師』では、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」に加え、「医薬品医療機器総合機構の相談窓口」が他層よりも高くなっている。 『看護師』では「パンフレット」がトップとなっている。また、「勤務先の医療安全管理者」や「自治体・保健所などの公共機関」も高め。 平成23年度 Q14 あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専門誌は何ですか。3誌まで挙げてください。

平成22年度 Q13 あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専門誌は何ですか。3誌まで挙げてください。

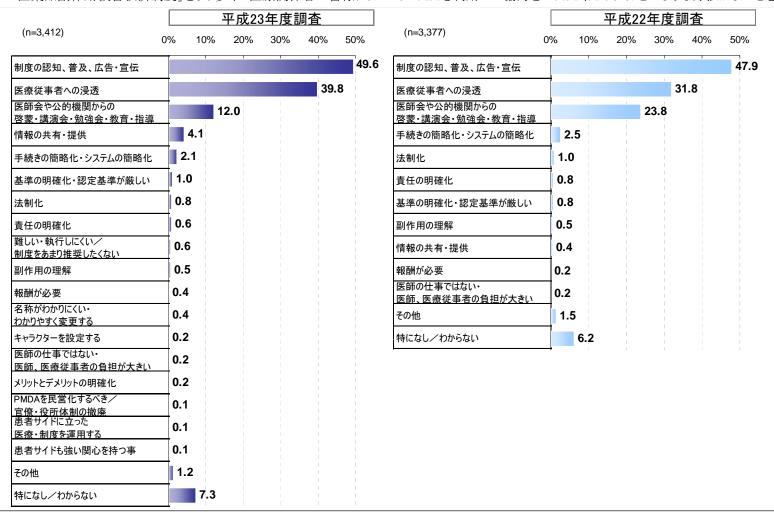


•昨年同様「日経メディカル」、「日経DI」が1割を超えて上位。

# 15 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法 <自由記述>

平成23年度 Q15 「医薬品副作用被害救済制度」をより多くの医療関係者の皆様に知っていただき利用のご協力をいただくためにはどのような方法がよいと思いますか。

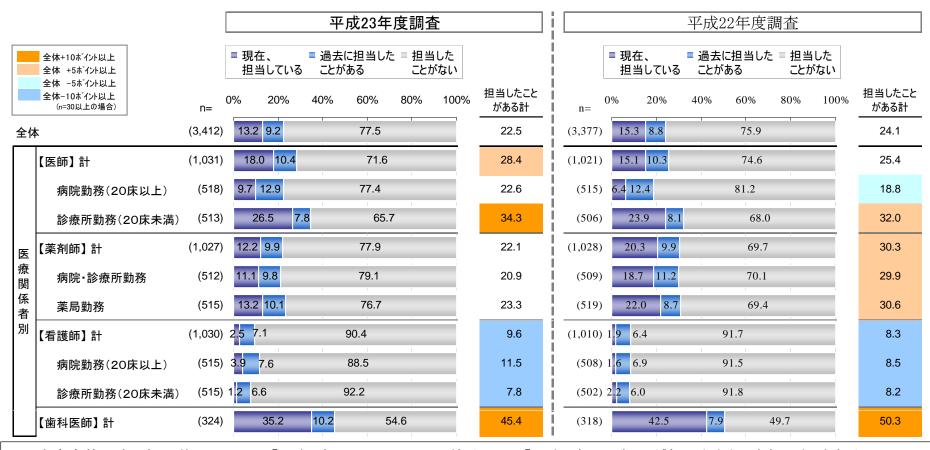
平成22年度 Q14 「医薬品副作用被害救済制度」をより多くの医療関係者の皆様に知っていただき利用のご協力をいただくためにはどのような方法がよいと思いますか。



- ・医薬品副作用被害救済制度の有効な周知方法として、「制度の認知、普及、広告・宣伝」50%、「医療従事者への浸透」40%、「医師会や公的機関からの啓蒙・講演会・勉強会・教育・指導」12%などが上位。
- •上位項目の順位は前回調査と変わらない。

平成23年度 Q16 あなたは、お勤め先で「医療安全管理者」を担当されたことはありますか。

平成22年度 Q15 あなたは、お勤め先で「医療安全管理者」を担当されたことはありますか。



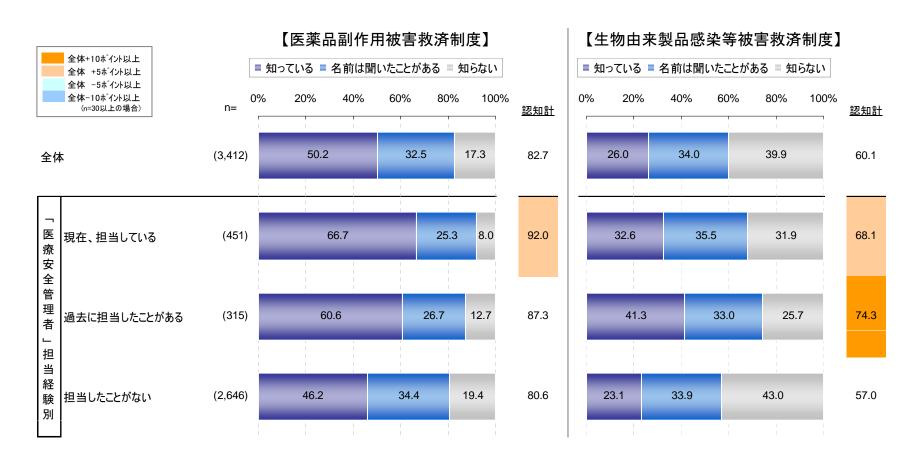
- •医療安全管理者の担当状況について、「現在、担当している」との回答は13%。「過去に担当したことがある」を合わせた担当経験者は23%。
- •担当経験者の割合が昨年度を若干下回っている。

### 【医療関係者別】

- •昨年度は『薬剤師』の担当経験が3割強と高かったが今年度は2割強にとどまっている。
- 『歯科医師』で、「現在、担当している」が特徴的に高い。

### 一医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

平成23年度 Q1あなたは、下記に挙げた健康被害救済制度をご存じですか。以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。



### 【医薬品副作用被害救済制度:担当経験別】

- 『現在、担当している』で、認知率が最も高く92%。次いで、『過去に担当したことがある』で87%。
- 【生物由来製品感染等被害救済制度:担当経験別】
- 『過去に担当したことがある』で、認知率が最も高く74%。次いで『現在、担当している』で68%。

付録:調査票

## 〔平成23年度調査〕

1. 医薬品副作用被害救済制度

2. 生物由来製品感染等被害救済制度

4. 給付の種類には、べつかの種類がある5. 給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある

#### 医薬品に関する調査

下記アンケートにご協力お願いいたします。 【注】お一人1回までの回答でお願いいたします。

Q1 あなたは、下記に挙げた健康被害教済制度 以下それぞれにあてはまるものをひとつおえ 【必須入力】			
	1 知っている	2 名前は聞いたことがある	3 知らない

0

0

0

Q2 Q1で医薬品副作用被害救済制度を「知っている」「名前は聞いたこと 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはま 【必須入力】			₹す。
	1 知っている	2 知らない	3 分からない
<ol> <li>医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを 目的とした公的な制度である</li> </ol>	<b>→</b> 0	0	0
<ol> <li>医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による 存病も障害などの健康被害について動落給付を行う</li> </ol>	<b>→</b> 0	С	0

3. 入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う →

Q3	Q1で医薬品副作用被害救済制度を「知っている」「名前は聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。 あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。 【必須入力】				
	C 1. 厚生労働省				
	○ 2. 自治体(都道府県、市町村など)				
	3. 健康保険組合連合会				
	C 4. 医薬品医療機器総合機構(PMDA)				
	<ul><li>C 5. その他の組織・団体</li></ul>				
	C 6. 知らない				
Q4	Q1で医薬品副作用被害教済制度を「知っている」「名前は聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。 あなたは「医薬品副作用被害教済制度」をどのようにして(何から)知りましたか。 または、どのようにして(何から)名前を聞きましたか。 あてはまるものをすべてお選びください。 【必須入力】				
	□1. テレビ放送				
	□ 2. ラジオ放送				
	□ 3. 新聞				
	□ 4. 週刊誌・フリーマガジン				
	□ 5. 医療関係専門誌				
	□ 6. 学会·研修会·講演会				
	□ 7. 大学·専門学校の授業				
	□8. 勤務先での説明				
	□ 9. 医薬品医療機器総合機構(PMDA)主催のシンポジウム				
	□ 10. 医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ				
	□ 11. 厚生労働省のホームページ				
	□ 12. その他のホームページ				
	□ 13. 人から聞いた/教えてもらった				
	14. パンフレット・リーフレット				
	□ 15. ポスター・ステッカー・看板				
	□ 16. 医薬品医療機器総合機構(PMDA)作成のDVD				
	□ 17. 病院・診療所の院内ビジョン				
	□ 18. 副作用報告制度の報告用紙				

□ 19. 医薬品安全対策情報(DSU)

□ 20. その他

Q5 Q4で「医薬品副作用被害救済制度」について、 「人から聞いた/教えてもらった」と回答された方にお聞きします。 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。 あてはまるものをすべてお選びください。 【 必須入力 】 □1. 医師 □ 2. 薬剤師 □ 3. 看護師 □ 4. 歯科医師 □ 5. 製薬会社の社員 □ 6. 患者 □ 7. 医療機関の事務職員 □ 8. 保健所の職員 □ 9. その他 ()6 Q4で「医薬品副作用被害救済制度」について、 「パンフレット・リーフレット」「ポスター・ステッカー・看板」から知った、と回答された方にお聞きします。 あなたは「医薬品副作用被害教済制度」のパンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板を どこで見たり、入手したりしましたか。あてはまるものをすべてお選びください。 【必須入力】 □ 1. 勤務先 □ 2. 勤務先以外の医療機関・薬局 □ 3. 学会·研修会·講演会 □ 4. 自治体・保健所などの公共機関 □ 5. 医薬品医療機器総合機構(PMDA) □ 6. 電車 □ 7. 駅構内 □ 8. その他 ①7 Q1で医薬品副作用被害救済制度を「知っている」「名前は聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」に関わったことがありますか。 【必須入力】 01.ある 02. tal. 1 ▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。 ▼ 必ずクリックして、別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。 新聞広告 看板 Q8 画像(新聞広告、看板、ポスター)をご覧になってからお答えください。 あなたは、この広告をひとつでも見たことがありますか。 【必須入力】 〇 1. 見たことがある

○ 2. 見たような気がする

〇 3. 見たことはない

#### 新聞広告



看板



りんどりを削ぶる

#### ポスター



Q9	Q8で「見たことがある」「見たような気がする」と回答された方にお聞きします。 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものをすべてお選びください。
	【必須入力】

□ 1. 新聞(朝日・読売・産経・毎日・日経新聞の全国紙)

□ 2. 新聞(全国紙以外の地方紙・ブロック紙)

□ 3. 駅構内(新宿·名古屋·大阪)

□ 4. 薬局・薬店(ドラッグストア)

□ 5. 病院・診療所

□ 6. 自治体・保健所などの公共機関

□ 7. 学会·研修会·講演会

□8. その他

#### ▼ 以下の画像をご覧ください。 ▼



#### Q1() 上記画像のキャラクター(ドクトルの)をご覧になった感想をお聞きします。 以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつずつお選びください。 【 必須入力 】

		1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまりそう思わない	4 そう思わない
1. 目を引く	-	0	0	0	0
2. 印象(記憶)に残る	<b>→</b>	О	0	О	О
3. 好感が持てる	-	0	0	0	0
4. 分かりやすい	<b>→</b>	C	0	0	0
5. 信頼感がある	-	0	0	0	0
6. 医薬品副作用被害救済制度のキャラクターとしてふさわしい	<b>→</b>	0	0	0	0

Q11 下記の説明をお読みになった上で回答してください。 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した 副作用による入院治療が必要な程度の健康被害を受けた方に対し、 「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。 【必須入力】

■以下の説明をご覧ください。

医薬品副作用被害救済制度は、
病院・診療所で処方された医薬品や薬局などで購入した医薬品を
適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病や障害などの
健康被害を受けた方に対して、救済給付を行なう公的な制度です。

○ 1. 勧めたい

○ 2. 勧めたくない

3. どちらともいえない

Q12 Q11で「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答された方にお聞きします。 あなたが、「医楽品副作用被害教活制度」の利用を 「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。 あてはまるものをすべてお遊びください。

#### 【 必須入力 】

- □ 1. 診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒(そう)だから
- □ 2. 給付の支給決定までに時間がかかるから(かかりそうだから)
- □ 3. 不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)
- □ 4. 制度を利用することが、自分の責任問題になるから(なりそうだから)
- □ 5. 制度の利用を医療機関が嫌がるから(嫌がりそうだから)
- □ 6. 制度の利用を製薬会社が嫌がるから(嫌がりそうだから)
- □ 7. 自分自身が制度をよく理解していないから
- □ 8. 患者へのメリットがあまり感じられないから
- □ 9. その他

<ul> <li>3 あなたが、「医薬品副作用被害教済制度」について情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。         <ul> <li>( 必須入力 )</li> </ul> </li> <li>1. 医療関係専門誌         <ul> <li>2 学会・研修会・講演会</li> <li>3. 医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ</li> <li>4 医薬品医療機器総合機構(PMDA)の相談窓口</li> <li>5. 厚生労働省のホームページ</li> <li>6. パンプレット</li> </ul> </li> </ul>	Q16 あなたは、お動め先で「医療安全管理者」を担当されたことはありますか。 【 必須入力 】  ○ 1. 現在、担当している ○ 2. 過去に担当したことがある ○ 3. 担当したことがない
□ 7. 動務先の医療安全管理者 □ 8. 製薬会社の社員 □ 9. 自治(す・保健所などの公共機関 □ 10. その他	Q17 あなたの現在のお勧め先はどちらですか。         【 必須入力 】         C 1. 病院(ペッド数20床以上)         C 2 診療所
4 あなたが、普段お読みになっている医療関係専門試は何ですか。         3試まで挙げてください。         【1試以上必須】	<ul> <li>※薬剤師/看護師向け設問</li> <li>(す) あなたの現在のお勤め先はどちらですか。         <ul> <li>( 必須入力 )</li> <li>① 1. 病院(ペッド数20床以上)</li> <li>② 2. 診療所</li> <li>③ 3. 業局</li> </ul> </li> <li>② ここで改ページ</li> </ul>
5 「医薬品副作用被害教済制度」を、より多くの医療関係者の皆様に知っていただき、利用のご協力をいただくためには、どのような方法がよいと思いますか。 今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。 【 必須入力 】	Q18 「病院」にお勃めの方にお聞きします。         あなたのお勃め先の病院はどちらですか。         【 必須入力 】         ○ 1. 国立病院〈ナショナルセンター、国立ハンセン病療養所を含む〉         ○ 2. 大学病院         ○ 3. 自治体病院         ○ 4. 日本赤十字社病院         ○ 5. 済生会病院         ○ 6. 厚生連病院         ○ 7. その他(1~6以外の病院)

Q19 あなたが、医師国家試験に合格されたのはいつですか。 【必須入力】

○ 1. 平成20年度以降○ 2. 平成19年度以前

#### Q20 現在お勤めの施設での勤務形態を教えてください。

【 必須入力 】

〇 1. 閏業医

○ 2. 勤務医

#### 【参考】

#### ·医薬品副作用被害救済制度

昭和55年5月1日以降に使用した医薬品(病院・診療所で処方されたものの他、薬局で購入したものも含みます。) を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院治療を必要とする程度の疾病や障害などの健康被 害が生じた場合に、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。

#### ·生物由来製品感染等被害救済制度

平成16年4月1日以降に使用した生物由来製品(輸血用血液製剤、ブタ心臓弁など)を適正に使用したにもかかわ らず、その製品を介して感染症にかかり、入院治療を必要とする程度の疾病や障害などの健康被害が生じた場合 に、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。

医療関係者の皆様には、本教済制度を正しく理解していただき、副作用等による健康被害が発生したときには、こ うした教済制度があることを是非患者さんにお伝えくださいますようお願いします。PMDAでは、医療機関で患者さん へ説明するためのリーフレットなどを無料で提供しています。また、ホームページでも制度の詳しい内容を紹介して いますのでご利用ください。

教済給付の請求は、健康被害を受けた本人、またはその遺族が直接、行う必要がありますが、その際に医師の診 断書や投業証明書などが必要です。それらの様式は、できるだけ簡略化するとともに、書類の記載要領も用意して いますし、フリーダイヤルの相談窓口を設けて質問も受け付けるなど、医師の負担の軽減に努めています。忙しい 業務の中での書類作成にはご苦労もあると思いますが、患者さんのためにご協力いただけますようよろしくお願いし ます。

PMDA 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

【救済制度相談窓□】

フリーダイヤル:0120-149-931

受付時間:9時~17時〈土日祝日、年末年始を除〈〉

E-mail:kyufu@pmda.go.jp

ホームページ: http://www.pmda.go.jp

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。 回答もれがないか確認し、よろしければ「送信」ボタンをクリックしてください。

送 信

M3,Inc. Copyright 2000-2011 M3,Inc., All Rights Reserved. MR君はエムスリー株式会社の商標です。 利用規約|お問い合わせ